

○飯塚市事業継続応援資金利子補給金及び信用保証料補助金交付要綱

令和2年5月22日

飯塚市告示第174号

(趣旨)

第1条 この告示は、飯塚市事業継続応援資金融資制度要綱(令和2年飯塚市告示第173号)の規定による融資に係る償還利子(遅延利子を除く。以下同じ。)及び信用保証料につき、利子補給金及び信用保証料補助金(以下「利子補給金等」という。)を交付することについて、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示における用語の意義は、飯塚市事業継続応援資金融資制度要綱の例による。

(対象者)

第3条 利子補給金等の交付の対象となる者は、飯塚市事業継続応援資金融資を受けたものとする。

(対象となる利子補給金等)

第4条 利子補給金等の交付は、指定金融機関が実行した飯塚市事業継続応援資金の融資に係る償還利子及び信用保証料について行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、飯塚市事業継続応援資金の融資に係る最初の償還日が属する月から起算して10年(法人にあっては、5年)を経過した月以降に発生する償還利子及び信用保証料については、利子補給金等の交付の対象としない。

(利子補給金等の額)

第5条 利子補給金等の額は、飯塚市事業継続応援資金の融資に係る償還利子及び信用保証料の全額(法人にあっては、最初の償還日が属する月から起算して5年間分に相当する額)とし、予算の範囲内で市長が定める。

(交付等の申請)

第6条 利子補給金等の交付を受けようとする者は、利子補給金等交付申請書兼請求書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請を受けたときは、利子補給金等の交付の可否を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書により通知するものとする。

(利子補給金等の請求等)

第8条 利子補給金等の交付の決定を受けた者は、飯塚市事業継続応援資金の融資に

係る債務の償還が完了する前であっても、利子補給金等の一部又は全部の交付を請求することができる。この場合において、信用保証料に係る利子補給金等は、信用保証料を一括で納付し、かつ、当該一括で納付した日の属する年度内に利子補給金等を請求するときに限り、その交付を請求することができるものとする。

- 2 前項の規定による請求額は、利子補給金等の交付の決定を受けた者が当該請求の日の属する月の前月までに指定金融機関に支払った償還利子及び信用保証料の額から、既に交付を受けた利子補給金等の額を控除した額を限度とする。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。